

○那珂市総合開発審議会設置条例

昭和 40 年 6 月 30 日

条例第 15 号

改正 昭和 49 年 5 月 21 日 条例第 19 号

平成 13 年 3 月 9 日 条例第 1 号

平成 16 年 1 月 7 日 条例第 29 号

平成 27 年 3 月 23 日 条例第 2 号

第 1 条 那珂市の総合開発を推進するために市長の諮問に応じ、市の総合開発計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため那珂市総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は次の各号に掲げる者の中から市長が任命する。

- (1) 議会の議員
- (2) 教育委員会の教育長
- (3) 農業委員会の会長
- (4) 農業協同組合の代表
- (5) 商工業団体の代表
- (6) 学識経験者

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を總理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 4 条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ、これを委員に通知しなければならない。

第 5 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 条例第 1 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 条例第 29 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 1 月 21 日から施行する。

(瓜連町の編入に伴う経過措置)

- 2 平成16年4月1日に任命された那珂町総合開発審議会の委員の任期は、改正後の那珂市総合開発審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成27年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長が在職する場合においては、この条例による改正後の那珂市総合開発審議会設置条例第2条第1項第2号の規定は適用せず、改正前の那珂市総合開発審議会設置条例第2条第1項第2号の規定は、なおその効力を有する。